



平成 28 年 8 月 4 日

各 位

会社名 株式会社ピクセラ  
代表者名 代表取締役社長 藤岡 浩  
(コード番号 6731 東証第二部)  
問合せ先 取締役 池本 敬太  
(TEL 06-6633-3500)

### 第三者割当により発行される第 7 回及び第 8 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 4 日開催の取締役会において、AI（人工知能）を活用し、IoT 事業、自動多言語翻訳事業、AR/VR 事業の機能強化を図るとともに、これら新機能を当社のホーム AV 事業の当社製品へ組み込む AI 機能付き融合事業への投資等による当社の収益基盤の構築を図ることを目的に、以下のとおり、第三者割当により発行される第 7 回新株予約権及び第 8 回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

##### <第 7 回新株予約権に係る募集の概要>

(1) 割 当 日	平成 28 年 8 月 22 日
(2) 新株予約権の総数	100,000 個
(3) 発 行 価 額	15,200,000 円（本新株予約権 1 個当たり 152 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	10,000,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 資 金 調 達 の 額	1,015,200,000 円（差引手取概算額 1,005,200,000 円） （内訳） 新株予約権発行分 15,200,000 円 新株予約権行使分 1,000,000,000 円
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 100 円
(7) 募集又は割当て方法 （割当予定先）	第三者割当の方式により、全額をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
(8) そ の 他	①本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 152 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 ②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

<第8回新株予約権に係る募集の概要>

(1)	割 当 日	平成 28 年 9 月 20 日
(2)	新株予約権の総数	100,000 個
(3)	発 行 価 額	300,000 円 (本新株予約権 1 個当たり 3 円)
(4)	当該発行による 潜在株式数	10,000,000 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
(5)	資 金 調 達 の 額	1,000,300,000 円 (差引手取概算額 990,300,000 円) (内訳) 新株予約権発行分 300,000 円 新株予約権行使分 1,000,000,000 円
(6)	行 使 価 額	1 株当たり 100 円
(7)	募集又は割当て方法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当の方式により、全額をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
(8)	そ の 他	①本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日 (以下「取得日」という。) の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 3 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 ②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 第8回新株予約権の発行は、平成 28 年 9 月 16 日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第 2 章第 6 条に定めた発行可能株式総数を、現在の 39,000,000 株から 100,000,000 株に変更する議案が承認されることを条件とします。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 当社のこれまでの経営戦略

当社は、昭和 57 年の創業以来、デジタル機器を通じて社会に貢献することをテーマとして、技術開発を基軸に、ソフトウェア、ハードウェア半導体設計に至るまで、すべての基幹技術を自社で開発し、マルチメディアを身近にする新しい技術や製品を一気通貫で提供できることを当社の強みとしてまいりました。

これまで当社が中核事業としてきたホーム AV 事業、パソコン関連事業、AV ソフトウェア事業の 3 つの事業においては、これまで当社が培ってきた、画像・音声のコーデック技術、画像処理技術、デジタルテレビ放送処理技術を活かし、ハードウェア、ファームウェア、ドライバ、ミドルウェア、アプリケーションを Windows、Mac、Android、組み込み OS など様々なマルチプラットフォームで、ワンストップ・ソリューション設計開発を強みとした事業展開を進めてまいりました。

これら 3 つの市場環境の急激な変化や市場規模そのものの縮小に対応し、新たな事業基盤を構築すべく、平成 27 年 8 月の第三者割当による新株式および第 6 回新株予約権の発行により調達した資金を活用し、新規事業として IoT 関連事業、自動多言語翻訳システム事業、AR/VR 事業の 3 つの成長事業への投資を積極的に進めてまいりました。これら 3 つの新規事業においても、当社がこれまで培ってきた様々なマルチプラットフォームでのワンストップ・ソリューション設計開発力を効果的に活かすことができ、その結果、積極的に注力してまいりました新規事業領域のみならず、既存事業の領域におきましても相乗効果が生まれ、以下の通り、当社の経営基盤の安定化と企業価値拡大へ向けて、新規事業および既存事業について、今期の業績寄与は限定的ですが、それぞれの開発及び商談が併行して進捗しております。

## (新規事業)

### ① IoT 関連事業

- Z-Wave (センサーネットワーク向け近距離無線方式) による Z-Wave ゲートウェイ並びにセンサー製品の製造・販売開始
- Altair 社 (イスラエル) との提携による LTE 対応ドングルの開発完了と製造・販売の開始
- Amazon Web Services 社 (米国) が提供するアマゾンウェブサービス (AWS) の APN テクノロジーパートナーに認定され、今後は AWS が運営するウェブサイトや共催セミナー等を通じた IoT サービスの販売促進により、当該新サービスの市場展開を拡充・拡大していくことが可能
- 一般家庭で離れた場所から家の監視や家族の見守りを工事不要で簡単に導入できる簡易ホームセキュリティ「Conte ホームサービス」の販売を開始
- インターネット通信事業者、サービス事業者、住宅関連事業者、ケーブルテレビ局等と様々な業種の企業と商談進行中

### ② 自動多言語翻訳システム事業

- 2016 年 5 月の G7 伊勢志摩サミットに先立ち開催された総務省主催「G7 香川・高松情報通信大臣会合」にてテレビ字幕をリアルタイムに翻訳する「多言語音声翻訳システム」を G7 各国の情報通信担当大臣へプレゼンテーション実施した
- スマートフォン、タブレット、液晶テレビ、セットトップボックス (STB) を通じた翻訳サービス並びに防災情報の提供などの実用化へ向け、既に開発の最終段階に入っている
- ホテル、旅館向け機器販売事業者と商談進行中

### ③ AR/VR 事業

- 株式会社 IMAGICA TV と共同でサッカーの試合を当社が開発したパノラマ VR にてライブ配信を行う実証実験を開始。
- パノラマ VR 視聴アプリケーション「パノミル」の提供を開始
- 様々なスポーツ分野、芸能分野において、関連事業者と商談進行中

## (既存事業)

既存事業においては、当社が日本国内における地上デジタル放送への完全移行に向けて地上デジタルチューナー (2010 年 6 月に総務大臣表彰を受賞) を製造・販売した経験を活かして、海外での地デジ対策向け案件獲得に繋がってきたこと、また、まもなくスタートする予定の 4K 試験放送に絡んで当社の STB 技術に対する注目が高まってまいりました。これらの要因により以下の様な大型案件の獲得機会を得ることができております。

- 地上デジタル放送日本方式採用国向け高度化対応受信機およびモバイル端末対応受信機の試作
- 大手通信事業者向けの STB の企画・開発の継続

当社 STB 技術を後述の AI 機能付き融合事業の技術要素のひとつとして活用します。

## (2) 当社のこれからの成長戦略

3つの新規事業である IoT 関連事業、自動多言語翻訳システム事業、AR/VR 事業について、今期の業績寄与は限定的ですが、それぞれの開発及び商談が平行して進捗していることから、それぞれの事業が当社の将来の中核事業へ成長していくものとの確信を高めました。引き続きこれら 3つの事業領域を成長事業分野と定め投資を継続していくとともに、新たな取り組みとしてこれら 3事業に AI (人工知能) を加えることで機能強化を図ってまいります。さらに、AI (人工知能) 機能や AI (人工知能) で機能向上した IoT、自動多言語翻訳システム、AR/VR 機能を当社既存事業であるホーム AV 事業と組み合わせて AI 機能付き融合事業を手掛けていくこととし、当社はこれら新たな事業戦略を推進させるための資金調達を検討してまいりました。

### ① IoT 関連事業

IoT (Internet of Things) とは、「あらゆるモノ」がインターネットを通じて接続され、モニタリングやコントロールを可能にする技術であり、人それぞれの意識や行動パターン、各種センサーや家電、自動車や家具、建築物、また、教育や医療の現場など一見 IT とは無関係なものが、インターネットで繋がり、様々

な相互作用を生み出し、人々のライフスタイルに大きな変化をもたらされることにより新たな経済圏が創出され、国内市場規模は2020年までに13兆円を超えると予測されております（出所：IDC ジャパン）。

当社のこれまでの当該事業への投資の成果は「(1) 当社のこれまでの経営戦略」で述べたとおりですが、引き続き当該事業への投資を継続するとともに、以下の事業領域へ本新株予約権により調達する資金を投資してまいります。

#### LTE 搭載 IoT ゲートウェイ開発

これまで当社が開発・販売した IoT ゲートウェイは固定インターネット回線対応の有線 LAN 接続という仕様でしたが、固定インターネット回線がない場所やセキュリティの都合上、既存の固定インターネット回線に接続できない環境での IoT を利用したいという要望に応え、無線 LTE 回線接続の IoT ゲートウェイを開発することといたしました。更に、センサーとの通信方式も Z-Wave だけでなく、体組成計や活動量計などの健康機器との接続の為に Bluetooth LE 接続、IP カメラ接続の為に Wi-Fi 接続、電力スマートメーター接続の為に Wi-Sun 接続など様々な接続方式にも対応できる態勢を整えていくことといたします。

当該 LTE 搭載 IoT ゲートウェイ開発費として 110.30 百万円を充当することを予定しております。

#### ② 自動多言語翻訳システム事業

訪日外国人観光客が 2,000 万人超になり、今後、さらに増加が見込まれる中、ホテル、旅館、空港、駅でのテレビは日本語での放送のため、訪日外国人観光客は番組内容を理解することが難しい状況にあります。当社がこれまでに培ってきたデジタル放送受信機の開発技術を活用し、デジタル放送に含まれる日本語字幕をクラウド上の翻訳サーバーでリアルタイムに翻訳し、テレビに表示させるセットトップボックス (STB) を開発いたしました。当システムを活用いただくことで、訪日外国人観光客はテレビの内容を理解することができ、さらには、震災時に状況を理解することができるようになります。当社はこれら技術を応用した自動翻訳システム事業参入により、新たな収益基盤を確立してまいります。当社の翻訳サーバーは、既存のクラウドサーバーを借用し、テレビ字幕に特化した多数の最新の時事用語などの単語辞書、対訳翻訳 (コーパス) を加え翻訳品質向上に努めてまいります。

当社のこれまでの当該事業への投資の成果は「(1) 当社のこれまでの経営戦略」で述べたとおりですが、引き続き当該事業への取り組みを継続するとともに、以下の事業領域へ本新株予約権により調達する資金を投資してまいります。

#### テレビ/VOD 字幕翻訳システム開発

地上デジタル放送の字幕多言語翻訳システムの開発は最終段階にありますが、VOD にも対応する字幕翻訳システムに対するニーズも多くあることから、今後テレビと VOD の双方に対応する字幕翻訳システムの開発並びにセットトップボックスの開発を進めてまいります。

当該テレビ/VOD 字幕翻訳システム開発のクライアントアプリ開発費及び STB 開発費として 82.2 百万円を充当することを予定しております。

#### ③ AR/VR 事業

AR/VR (Augmented Reality / Virtual Reality) とは 360 度パノラマ映像、コンピュータグラフィックスや音響効果を組み合わせ 3D-CG など人工的に現実感を作り出す技術がいます。当社が持つ映像処理技術を活用して 360 度パノラマ映像をスマートフォンやパソコン、ゲーム機、家電 (テレビや STB)、ヘッドマウントディスプレイ (HMD) で視聴できるシステム開発を進めており、スポーツのライブ中継、演劇や音楽の公演のライブ中継、企業の AR/VR を活用した広告配信などのシステム運営事業を手掛けてまいります。

当社のこれまでの当該事業への投資の成果は「(1) 当社のこれまでの経営戦略」で述べたとおりですが、引き続き当該事業への取り組みを継続するとともに、以下の事業領域へ本新株予約権により調達する資金を投資してまいります。

#### VR ライブ配信システム開発

当社のスポーツ VR ライブ配信システムの実証実験の結果も踏まえ、当該システムの完成度を高める為の更なる投資が必要と考えており、スポーツ以外の用途も対象とした VR ライブ配信システム開発のクライアントアプリ開発費として 52.2 百万円を充当することを予定しております。

#### ④ AI 機能付き融合事業 (ホーム AV 事業 + IoT 関連事業 + 自動多言語翻訳システム事業 + AR/VR 事業)

上記の成長戦略の推進に加え、当社の IoT 関連事業、自動多言語翻訳システム事業および AR/VR 事業にお

けるこれまでの進捗状況に鑑みて、2030年には国内市場 86 兆円（出所：EY 総合研究所）を超えると見込まれている AI（人工知能）市場にて、AI と IoT 関連事業、自動多言語翻訳システム事業および AR/VR 事業を融合させてまいります。さらには当社の既存事業の一つであるホーム AV 事業にこれら事業を融合させた新しい事業創出を目指してまいります。

具体的には当社主力製品の TV チューナーや STB 製品に IoT ゲートウェイ機能、字幕多言語翻訳機能、VR 視聴機能を付加したもので、当社の新規事業の集大成となる商品/サービスとなります。

#### a) AI 機能付き 4K 映像受信システムの開発

車が様々なセンサーを搭載し、かつ、インターネットに接続され、運転をはじめ、様々な機能が自動化されつつあります。

一方、住宅内も同様、今後は様々なセンサーが設置され、住宅が居住者毎のニーズに対応し、最適な環境を提供すべく様々な機能を自動的に提供するようになると考えられます。

当社では、コネクティッドカーの住宅版であるコネクティッドハウスを実現すべく、AI（人工知能）を搭載した IoT サーバーと接続し、居住者の健康状態や気分に合わせて住環境に設定調整し、個々の好みに合わせた VR 映像や VOD 映像、テレビを再生する、自然な音声対話（コンシェルジュ機能）も可能な次世代のスマート 4K 映像受信システムを開発いたします。

当該 AI 機能付き 4K 映像受信システムの開発費として 265 百万円を充当することを予定しております。

#### b) カメラ画像による顔/表情認識サーバー開発

IP カメラ映像から AI（人工知能）を活用し人物同定、表情分析を自動で行うサーバーです。

IoT 事業の一例として、店舗にカメラを設置し、お客様の滞在時間や表情分析からの顧客満足度測定、客単価との相関関係など AI（人工知能）を活用した新しいマーケティングサービスを提供することが可能となります。また、AR/VR 事業の一例として、スポーツ VR ライブ映像配信システムにおいて、選手の顔や背番号を認識し、選手の特定や追従が可能となることで、付加サービスの幅を広げてまいります。

当該サーバー開発費として 156.6 百万円を充当することを予定しております。

#### c) 音声認識対応コンシェルジュサーバー開発

ユーザーと音声を使った自然な対話を行う、AI（人工知能）を搭載したコンシェルジュサーバーです。

例えば、ユーザーが「TV を見たい」と発言すると、ユーザーの趣向に合わせたテレビ番組をリコメンドしたり、顔表情分析サーバーと連動して、健康を気遣ったり、ユーザーの趣向に合わせたインターネット上の記事を音声で紹介してくれたりします。

当該サーバー開発費として 182.7 百万円を充当することを予定しております。

#### d) IoT によるビッグデータ分析サーバー開発

温湿度など家庭内に設定された様々なセンサー、体組成計などの健康機器、TV や VOD などの視聴データ、スマホでの歩数や GPS データなど、個人や住宅のデータをビッグデータとして収集し、相関関係を分析し、個々人に適したリコメンドを返すサーバーです。

スマホだけでなく、家庭内センサー、健康機器、TV 視聴データ、お天気などの Web サービスデータなど、個人および個人を取り巻く外的要因もビッグデータとして扱うことで、新しい発見を目指します。

当該サーバー開発費として 130.5 百万円を充当することを予定しております。

#### e) TV チューナー搭載 STB 等製造に係る運転資金

AI 機能付き 4K 受信機の一つとして、インターネットに接続可能な TV チューナー搭載 STB 等における大手通信事業者向けの商談が進行しており、8 月中に詳細が決定いたします。係る大型案件はその規模も大きく、一定の投資を必要としながらも、期待される売り上げ規模および当社の収益への貢献に鑑みて、当社の強みであるワンストップ・ソリューション設計開発力を発揮できることと IoT 機能を加えることで付加価値を一層高めることができると考え、本案件を推進すべく、本新株予約権により調達する資金を投資してまいります。

当該運転資金として 1,016.0 百万円を充当することを予定しております。

### (3) 成長戦略に基づく当社の投資プラン

以上の成長戦略および事業戦略を推進し、安定収益を確保し、収益力を高めることが、将来における当社グループの経営基盤の安定化と企業価値の増大、延いては既存株主の株主価値の向上につながるものと判断し、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定いたしました。

今回調達する資金は以下に充当する予定です。なお、詳細は下記「3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期」に記載のとおりであります。

#### (新規事業)

LTE 搭載ゲートウェイ開発費	110.30 百万円
テレビ/VOD 字幕翻訳システム開発費	82.2 百万円
VR ライブ配信システム開発費	52.2 百万円

#### (融合事業)

AI 機能付き 4K 映像受信システム開発費	265.0 百万円
カメラ画像 顔/表情認識サーバー開発費	156.6 百万円
音声認識対応コンシェルジュサーバー開発費	182.7 百万円
IoT ビッグデータ分析サーバー開発費	130.5 百万円
TV チューナー搭載 STB 等製造に係る運転資金	1,016.0 百万円

### (4) 本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、当社の成長戦略や大型案件の受注に係る運転資金の調達として、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を実現できる資金調達の方法を模索してまいりました。資金調達の方法としては、新規事業の推進を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達の実現性から、直接金融での資金調達を行うことといたしました。なお、金融機関からの間接金融による資金調達に関しては、現状の当社の業績・財務内容及び継続企業の前提に関する注記の解消に至っていない現状を踏まえれば、極めて困難と考えられます。

直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、本新株予約権の発行による今回の資金調達のスキームは、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は 100 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 20,000,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、180% コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- ③ 本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおり

であります。

#### <メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性及び既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は100円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から20,000,000株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数に変動することはないこと。
- ② 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、これまで当社を含めた上場企業を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に関して、豊富な投資実績があり、失権なども発生していないことから、本新株予約権の払込みの確実性が極めて高いと考えることができ、また、引受け後の本新株予約権の行使についても早期に実施されることが期待できること。
- ③ 割当予定先であるOakキャピタル株式会社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること
- ④ 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること。
- ⑤ 本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。

#### <デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、20,000,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること。
- ② 本新株予約権の行使期間である2年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること。

#### (5) 総数引受契約の締結に関する監査役の意見

監査役3名全員（うち、社外監査役2名）は、当社の今後の成長戦略を推進するための資金使途に照らして資金調達の必要性があること、第8回新株予約権の発行条件は資金使途に照らして相当であって第三者機関の評価結果を踏まえて特に有利な条件での発行に該当していないこと、平成28年7月12日に証券取引等監視委員会より、Oakキャピタル株式会社の元社員による内部取引の事実が認められるとして、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、当該元社員に対し課徴金納付命令を发出するよう勧告を行なったという事実があるものの、事実関係、再発防止のための新たな同社のコンプライアンス行動計画、コンプライアンスマニュアル、及び情報管理体制並びに内部者取引防止に係る管理体制について確認し、各施策がインサイダー取引規制の順守に関わる自己点検の実効性を高めるかの観点で、適切に運用されていると認められるため、再発防止にあたっての妥当性及び十分性があると判断したこと、同社の投資実績、当社の事業モデル等に対する理解と当社との関係及びその保有方針から同社は割当予定先として相当であること、その他法令上必要な手続が行われていることを踏まえて、Oakキャピタル株式会社に対する本新株予約権の割当て及び同社との総数引受契約の締結は、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。

#### (6) その他

平成27年8月3日付で発行した新株式及び第6回新株予約権の発行に関するアドバイザリー契約を締結していた会社の役員からの情報受領者2名に内部取引の事実が認められるとして、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき内閣総理大臣および金融庁長官に対し、当該会社役員および情報受領者に対し課徴金納付命令を

発出するよう勧告を行なったとの公表がなされました。

当社は上場時以来、ファイナンス案件毎に必要な場合には当該会社役員よりアドバイスを受けておりましたが、この度の証券取引等監視委員会の公表を受け、事実を確認の上、アドバイザリー契約を解約いたしました。今回の割当に関しアドバイザーは設けておりませんが、今後は選定の際の調査とともに継続的な監視を強化し、異変が察知された場合には速やかに対処するものいたします。また、アドバイザリー契約書自体にも守秘義務条項はございましたが、案件毎に別途「インサイダー取引を行わないことの表明及び確約書」を取り交わし、長期の取引関係においても安易な信頼関係に依らず、常にコンプライアンス意識を刷新した上で取引を行うものいたします。



### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,015,500,000円 (内訳) 第7回新株予約権の発行による調達額 15,200,000円 第7回新株予約権の行使による調達額 1,000,000,000円 第8回新株予約権の発行による調達額 300,000円 第8回新株予約権の行使による調達額 1,000,000,000円
② 発行諸費用の概算額	20,000,000円 (内訳) 本新株予約権公正価値算定費用 3,500,000円 弁護士報酬 4,200,000円 登記関連費用 7,000,000円 その他諸費用 5,300,000円
③ 差引手取概算額	1,995,500,000円

- (注) 1. 本新株予約権の行使による払込みにつきましては、新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により変更される可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な用途

##### 第7回新株予約権

具体的な用途	金額	支出予定時期
① AI機能付き4K映像受信システム開発費	132.5百万円	平成28年8月～平成30年7月
② カメラ画像 顔/表情認識サーバー開発費	78.3百万円	平成28年8月～平成30年2月
③ 音声認識対応コンシェルジュサーバー開発費	91.35百万円	平成28年8月～平成30年2月
④ IoTビッグデータ分析サーバー開発費	65.25百万円	平成28年8月～平成30年2月
⑤ LTE搭載ゲートウェイ開発費	62.6百万円	平成28年8月～平成29年10月
⑥ VRライブ配信システム開発費	26.1百万円	平成28年8月～平成29年9月
⑦ テレビ/VOD字幕翻訳システム開発費	41.1百万円	平成28年8月～平成29年10月
⑧ TVチューナー搭載STB等製造に係る運転資金	508百万円	平成28年12月～平成29年4月

##### 第8回新株予約権

具体的な用途	金額	支出予定時期
① AI機能付き4K映像受信システム開発費	132.5百万円	平成28年9月～平成30年7月
② カメラ画像 顔/表情認識サーバー開発費	78.3百万円	平成28年9月～平成30年2月
③ 音声認識対応コンシェルジュサーバー開発費	91.35百万円	平成28年9月～平成30年2月
④ IoTビッグデータ分析サーバー開発費	65.25百万円	平成28年9月～平成30年2月
⑤ LTE搭載ゲートウェイ開発費	47.7百万円	平成28年9月～平成29年10月
⑥ VRライブ配信システム開発費	26.1百万円	平成28年9月～平成29年9月
⑦ テレビ/VOD字幕翻訳システム開発費	41.1百万円	平成28年9月～平成29年10月
⑧ TVチューナー搭載STB等製造に係る運転資金	508百万円	平成28年12月～平成29年4月

- (注) 1. 調達した資金につきましては、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. 本新株予約権の行使による調達額（2,000百万円）につきまして、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。また、資金使途別に優先順位を付けざるを得ない場合は、上記①、⑧、②～⑦の順に充当する予定であります。
3. 第8回新株予約権の発行は、平成28年9月16日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第2章第6条に定めた発行可能株式総数を、現在の39,000,000株から100,000,000株に変更する議案が承認されることを条件とします。そのため、当該議案が臨時株主総会で否決された場合、上記調達資金は減少いたします。  
その場合は、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。

### (3) 資金使途の合理性に関する考え方

今回の、本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の新規事業及び融合事業の基盤構築を目指し、更なる事業戦略の推進を図ることで、当社の収益機会の拡大を実現できるものと見込んでおります。

よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

## 4. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ①第7回新株予約権

当社は、第7回新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した第7回新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役社長 野口 真人）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の第7回新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成28年8月3日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート-0.164%）、ボラティリティ（70.06%）、本新株予約権に付された180%での当社の取得条項（当該条項の詳細は、「上記、1募集の概要 第7回新株予約権に係る募集の概要（8）その他①」に記載のとおり）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（第7回新株予約権は平成28年8月22日から平成30年8月21日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、第7回新株予約権1個の払込金額を152円（1株当たり1.52円）と算定いたしました。なお、第7回新株予約権に付された180%での当社の取得条項に関しては、株価が行使価額を上回っている場合にはただちに当社は取得条項を発動し、残存する新株予約権を取得することを想定しています。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、第7回新株予約権1個の払込金額を金152円（1株当たり1.52円）といたしました。また、第7回新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての第7回新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年8月3日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の99円を参考に100円（プレミアム率1.01%）といたしました。第7回新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、「業績予想の修正に関するお知らせ」を平成28年7月28日に公表し、その後形成された株価が直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均108.05円に対する乖離率は-7.45%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均108.11円に対する乖離率は-7.50%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均108.60円に対する乖離率は-7.92%となっております。

## ②第8回新株予約権

当社は、第8回新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した第8回新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の第8回新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成28年8月3日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート-0.164%）、ボラティリティ（70.06%）、第8回新株予約権に付された180%での当社の取得条項（当該条項の詳細は、「上記、1募集の概要 第8回新株予約権に係る募集の概要（8）その他①」に記載のとおり）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（第8回新株予約権は平成28年9月20日から平成30年9月19日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、第8回新株予約権1個の払込金額を3円（1株当たり0.03円）と算定いたしました。なお、第8回本新株予約権に付された180%での当社の取得条項に関しては、株価が行使価額を上回っている場合にはただちに当社は取得条項を発動し、残存する新株予約権を取得することを想定しています。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、第8回新株予約権1個の払込金額を金3円（1株当たり0.03円）といたしました。また、第8回新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての第8回新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年8月3日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の99円を参考に100円（プレミアム率1.01%）といたしました。第8回新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、「業績予想の修正に関するお知らせ」を平成28年7月28日に公表し、その後形成された株価が直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、第8回新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均108.05円に対する乖離率は-7.45%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均108.11円に対する乖離率は-7.50%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均108.60円に対する乖離率は-7.92%となっております。

当社監査役3名全員（うち、社外監査役2名）から、本新株予約権の発行については、本新株予約権の第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を下回らない金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見を述べております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第7回新株予約権の行使により発行される株式数 10,000,000 株（議決権の数は 100,000 個）及び第8回新株予約権の行使により発行される株式数 10,000,000 株（議決権の数は 100,000 個）を合わせた株式数は 20,000,000 株（議決権の数は 200,000 個）となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数 25,798,981 株（議決権の数は 256,790 個）に対して 77.52%（議決権の総数に対する割合は 77.88%）の割合で希薄化が生じることとなります。

本新株予約権の発行による希薄化の規模に関しましては、「5. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先の本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨の表明を割当予定先から受けていること、また、当社株式の直前1年間の1日当たりの平均出来高 1,167,000 株に対して、本新株予約権の行使により発行される株式数 20,000,000 株を本新株予約権の行使期間2年間（500 営業日と仮定）で均等に株式を売却していくと仮定した場合、1日当たりの売却株式数は 40,000 株となり、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の 3.43%程度にとどまることから、当社株式の株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものであり、流通市場へ大きな影響を与えるものではないと考えております。

以上のことから、本新株予約権の発行による資金調達、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものであり、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1) 名 称	O a k キャピタル株式会社			
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂8丁目10番24号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康			
(4) 事 業 内 容	投資銀行業			
(5) 資 本 金	4,282百万円(平成28年3月31日現在)			
(6) 設 立 年 月 日	大正7年2月22日			
(7) 発 行 済 株 式 数	53,675,037株(平成28年3月31日現在)			
(8) 決 算 期	3月			
(9) 従 業 員 数	20名(平成28年3月31日現在)			
(10) 主 要 取 引 先	一般法人			
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行			
(12) 大株主及び持株比率	山崎光博4.24%、エルエムアイ株式会社4.19%、株式会社SBI証券1.79%(平成28年3月31日現在)			
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係				
資 本 関 係	割当予定先は、当社普通株式及び第6回新株予約権を保有しております。 (平成28年8月4日現在において当社普通株式：2,030,100株、第6回新株予約権：28,800個(潜在株式数：2,880,000株))			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(14) 最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態				
	決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
純 資 産		4,192	6,932	7,894
総 資 産		4,380	7,579	8,130
1株当たり純資産(円)		90.39	142.19	146.94
売 上 高		3,810	8,315	5,461
営 業 利 益		602	2,122	1,070
経 常 利 益		603	1,862	906
当 期 純 利 益		522	1,809	761
1株当たり当期純利益(円)		12.17	38.20	14.55
1株当たり配当金(円)		—	5	5

※割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認し、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社の事業概要及び事業戦略を理解した上で当該資金調達に賛同頂ける割当先を選定するに際し、当社は平成27年8月3日付で発行した新株式及び第6回新株予約権（現時点における状況を含めてその概要は、「9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載しております。）の割当先であるOakキャピタル株式会社と度重なる協議を行いました。その結果、平成27年8月3日付で発行した新株式及び第6回新株予約権において、Oakキャピタル株式会社は新株式の発行代金を全額払い込んだことと、当社の資金需要に沿って新株予約権を行使してきた実績に加えて、Oakキャピタル株式会社による当社の事業戦略に係る提案による当社の新規事業展開に貢献してきた実績を踏まえ、当社がこれから新たに創出し、推進する事業においても顧客や事業提携先の紹介などで寄与することが今後も期待されると判断し同社を割当先の候補といたしました。

Oakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。新興市場に上場する企業並びに中堅上場企業向けの第三者割当によるエクイティ・ファイナンス引受けを通して、これまで数多くの上場企業の資金調達を支援してきております。Oakキャピタル株式会社の投資スタイルは、発行会社が調達した資金が成長の為の資金として活かされることを重視しており、発行会社の成長戦略や事業戦略を軌道に乗せることでその企業価値向上に成果を上げております。

この度の割当予定先としての選定によって、割当予定先から顧客や事業提携先の紹介、新規事業推進に向けた営業支援等が期待され、業績向上により当社の事業規模が更に拡大することが、結果として当社の企業価値向上に貢献するものと考えております。本新株予約権の割当により、当社の資金需要を充たすことが見込まれるとともに、Oakキャピタル株式会社を選定することにより、顧客や事業提携先の紹介などにより事業展開に有利であると判断し、最終的に平成28年8月4日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先として選定いたしました。

なお、平成28年7月12日に証券取引等監視委員会より、Oakキャピタル株式会社の元社員による内部取引の事実が認められるとして、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき内閣総理大臣および金融庁長官に対し、当該元社員に対し課徴金納付命令を発出するよう勧告を行なったとの公表がなされました。

本件についてOakキャピタル株式会社より、勧告の内容および再発防止策について説明を受けるとともに文書を受領し、Oakキャピタル株式会社の再発防止のための新たなコンプライアンス行動計画、コンプライアンスマニュアル、及び情報管理体制並びに内部者取引防止に係る管理体制について確認し、各施策はインサイダー取引規制の順守に関わる自己点検の実効性を高めるかの観点で、適切に運用されていると認められるため、妥当かつ十分と判断しております。当該内容を踏まえ、また平成27年8月3日付で発行した新株式及び第6回新株予約権においてOakキャピタルの新株予約権行使状況及び顧客や事業提携先の紹介、新規事業推進に向けた営業支援等の実績から、今回の資金調達においても同様の支援体制を期待できると考え、Oakキャピタル株式会社を割当先とすることは合理的であると判断いたしました。

## (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明しております。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨並びに必要な資金も確保されている旨、及び本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨の報告を受けております。これに加えて、Oakキャピタル株式会社の平成28年3月期に係る有価証券報告書に掲げられた財務諸表の閲覧等により、同社が本新株予約権の発行価額の総額の合計以上の現預金を保有していること、及び本新株予約権の行使に必

要となる資金について同社が保有する営業投資有価証券の売却益を充当するなど資金調達手段を確保していることを確認しております。これらの確認に基づき、当社においてはOakキャピタル株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

(6) ロックアップについて

Oakキャピタル株式会社との間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行等（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券（※）の交付を含む。）またはこれに関する公表を行わない。

i 払込期日から6か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ii 払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該iiの期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

i 当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の180%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。

ii 当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の80%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う。

※「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社とOakキャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。

(7) 先買権について

(1) 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債（以下「本追加新株式等」という。）を発行または交付（以下「本追加新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、Oakキャピタル株式会社が保有する新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

i 当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容（本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先（以下「提案先」という。）の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。）を記載した書面（以下「本通知書」という。）を交付しなければならない。

- ii O a k キャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。
- iii 当社は、本項 ii 号に従い O a k キャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。
- iv 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

(2) 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

- i ストック・オプション目的により、当社の役職員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の 5% (新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。
- ii 開示書類に記載された既発行の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の転換及び第 6 回新株予約権の行使の場合において、当該行使または転換が開示書類に記載された条件から変更または修正されずに、当該条件に従って行われるとき。
- iii 上記の他、当社と O a k キャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

(3) 違反時の手続

当社が上記「(1)新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちに O a k キャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本記載事項は O a k キャピタル株式会社との間で平成 28 年 8 月 22 日及び平成 28 年 9 月 20 日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

6. 大株主及び持株比率

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

大株主の名称	持株比率
藤岡 浩	9.84%
O a k キャピタル株式会社	7.87%
田中 良和	3.44%
藤岡 毅	3.10%
日本証券金融株式会社	2.52%
楽天証券株式会社	2.44%
株式会社エス・エス・ディ	1.84%
株式会社 S B I 証券	1.48%
藤岡 有紀子	0.99%
畑 隆夫	0.61%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成28年3月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、平成28年8月4日に O a k キャピタル株式会社が関東財務局へ提出した変更報告書 No. 27 に記載された当社株式の保有数を考慮しております。
2. 平成28年8月4日現在の発行済株式総数は25,798,981株であります。
3. 割当予定先については、本件による株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。



## 7. 今後の見通し

今回の資金調達による平成 28 年 9 月期の当社業績に与える影響については精査中であり、今後、開示すべき事項が生じた場合は、判明次第速やかに公表いたします。当社は、今回の資金調達により、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存の株主の皆様の利益にもつながるものと考えております。

## 8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が 77.88%となり 25%以上になることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条第 1 号に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、当社とは利害関係の無い弁護士及び社外監査役 2 名に対して調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。その結果、平成 28 年 8 月 4 日付で野城大介氏（弁護士法人きっかわ総合法律事務所）及び社外監査役 2 名（河崎達夫氏および野垣浩氏）から当社の取締役会に対して、

- ① 資金調達の必要性に関して、前連結会計年度において実施された第三者割当による新株式及び第 6 回新株予約権による資金調達により、債務超過解消による上場廃止の回避はなされたが、継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められたままの状態にあるなど業績不振、財務体制の悪化は変わらず存在し、さらなる資金投入によって根本的な解決を試みなければ来期以降に再度債務超過に陥る可能性があるところ、将来における対象会社の経営基盤の安定化と企業価値の増大、延いては既存株主の株主価値の維持・向上させるためには、必要な資金を調達することで、①財務体質を改善・強化して、市場縮小に苦しむ既存事業の維持・改善を図りつつ、②定評のある技術開発力を生かして新規事業を含めた成長戦略および事業戦略を推進し、安定収益を確保して収益力を高め、③継続企業の前題に重要な不確実性が認められる状況を脱却し、対象会社の信用を回復すること、が不可欠であること、
  - ② 資金調達の方法に関して、借入、公募増資、株主割当等、他の調達方法を比較検討した上で、本新株予約権の発行を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと、
  - ③ 本新株予約権の発行により調達する資金の使途及び支出予定時期が合理的であること、
  - ④ 割当予定先に関し、前第三者割当に関連して、平成 28 年 7 月 12 日、証券取引等監視委員会が金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、割当予定先社員の内部者取引違反行為に対する課徴金納付命令の発出勧告を行っているが、割当予定先は、当社に対し書面を提出し、謝罪すると共に、コンプライアンスマニュアルを新たに制定し、全役職員に配布を行うことにより自己点検の実効性を高めること、日常的な啓蒙と定期的な社内研修による教育を通じて、情報管理体制及び内部者取引防止に係る管理体制をさらに充実させ、これまで以上に全役職員のコンプライアンス意識の向上及び情報管理に努めることを誓約していることからすれば、前第三者割当において当社の資金需要に従って新株予約権を行使し新規事業展開に貢献してきたこと、顧客や事業提携先の紹介新規事業推進に向けた営業支援などで寄与することが今後も期待されることなどの優位性が認められ、割当予定先を割当先とすることは不適切とまでは認められないこと、
  - ⑤ 本新株予約権の発行価額は、第三者機関が算出した結果に基づいて決定しており、行使価額を含む発行条件及び算定条件について不合理な点はないと認められること、
  - ⑥ 発行数量及び株式の希薄化に関し、本新株予約権の発行による資金調達が当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものであるから、不合理とは言えないと認められること、
- ①～⑥を総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行に関して、資金調達の必要性、調達方法及び発行条件の相当性は認められると判断する旨の意見書が提出されました。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期
売上高	3,718百万円	3,012百万円	2,822百万円
営業利益	△332百万円	△500百万円	△366百万円
経常利益	△404百万円	△557百万円	△355百万円
当期純利益	△253百万円	△492百万円	△277百万円
1株当たり当期純利益	△23.19円	△38.13円	△18.57円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	1.93円	△8.20円	11.82円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年8月4日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	25,798,981株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	3,449,530株	13.37%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期
始値	145円	147円	140円
高値	215円	209円	306円
安値	131円	124円	85円
終値	143円	137円	142円

② 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	114円	101円	110円	114円	111円	124円
高値	138円	123円	163円	124円	139円	127円
安値	87円	101円	97円	107円	79円	92円
終値	101円	110円	118円	111円	121円	104円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年8月3日
始値	100円
高値	102円
安値	98円
終値	99円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	平成26年4月10日
調 達 資 金 の 額	399,999,985円 (差引手取概算額:395,999,985円)
転 換 価 額	当初129円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	13,269,100株
割 当 先	Pleasant Valley (プレザント・バレー) Hillcrest, L.P. (ヒルクレスト・エルピー) Clear Sky, L.P. (クリアスカイ・エルピー) フラッグシップアセットマネジメント投資組合55号
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	3,100,774株
現 時 点 に お け る 転 換 状 況	転換は行われておりません。
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①宅内ネットワーク専用端末の研究開発資金 ②モバイル端末向け製品の研究開発資金 ③量産のため運転資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	①平成26年5月～平成27年3月 ②平成26年4月～平成26年9月 ③平成26年5月～平成27年7月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記の当初の資金使途に全額を充当しております。

・第三者割当(デット・エクイティ・スワップ)による新株式の発行

払 込 期 日	平成26年12月31日
調 達 資 金 の 額	119,999,887円
発 行 価 額	127円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	13,734,100株
割 当 先	藤岡 浩

・第三者割当により発行される新株式及び第6回新株予約権の発行

①第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	平成27年8月3日
資 金 調 達 の 額	300,000,000円 (差引手取概算額 285,000,000円)
発 行 価 額	1株につき100円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	14,678,981株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	3,000,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	17,678,981株
割 当 先	O a kキャピタル株式会社
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①既存事業(パソコン関連事業、ホームAV事業、AVソフトウェア事業)における運 転資金 ②ホームAV事業における新規案件の開発資金

発行時における 支出予定時期	①平成27年8月～平成27年9月 ②平成27年8月～平成29年9月
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途に従い全額充当しております。

② 第三者割当による第6回新株予約権の発行

割 当 日	平成27年8月3日
発行新株予約権数	110,000個
発 行 価 額	11,770,000円(新株予約権1個当たり107円)
発行時における 調達予定資金の額	1,111,770,000円(差引手取概算額 1,047,770,000円) (内訳) 新株予約権発行分 11,770,000円 新株予約権行使分 1,100,000,000円
行 使 価 格	1株当たり100円
募集時における 発行済株式数	14,678,981株
割 当 先	O a kキャピタル株式会社
当該募集による 潜在株式数	11,000,000株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数: 8,120,000株
現時点における 潜 在 株 式 数	2,880,000株
発行時における 当初の資金使途	(1) IoT事業推進におけるZ-Waveセンサーの開発、LTE通信向けの機器の開発 (内訳) ①Z-Waveセンサーの開発 (内訳) (ハードウェア・ソフトウェア開発) (サーバー開発) (課金システム開発) (販売促進・宣伝広告) ②LTE通信向けの機器の開発 (内訳) (LTE通信デバイス開発) (低消費電力LTE通信モジュール開発) (LTE通信防災端末開発) (販売促進・宣伝広告) (2) 自動多言語翻訳システムの開発 (サーバー・クライアントアプリ開発) (3) AR/VR事業の企画・開発 (内訳) (アプリ・コンテンツ開発) (企画・マーケティング) (4) 社債の償還資金
発行時における 支 出 予 定 時 期	(1) 平成27年8月～平成29年9月 (内訳) ①Z-Waveセンサーの開発 (内訳)

	(ハードウェア・ソフトウェア開発) 平成 27 年 8 月～平成 29 年 3 月 (サーバー開発) 平成 27 年 8 月～平成 29 年 9 月 (課金システム開発) 平成 27 年 12 月～平成 28 年 12 月 (販売促進・宣伝広告) 平成 27 年 12 月～平成 29 年 9 月 ②LTE 通信向けの機器の開発 (内訳) (LTE 通信デバイス開発) 平成 27 年 10 月～平成 29 年 4 月 (低消費電力 LTE 通信モジュール開発) 平成 27 年 8 月～平成 29 年 9 月 (LTE 通信防災端末開発) 平成 28 年 1 月～平成 28 年 6 月 (販売促進・宣伝広告) 平成 27 年 12 月～平成 29 年 9 月 (2) 平成 27 年 10 月～平成 29 年 9 月 (3) 平成 27 年 8 月～平成 29 年 9 月 (内訳) (アプリ・コンテンツ開発) 平成 27 年 10 月～平成 29 年 9 月 (企画・マーケティング) 平成 27 年 8 月～平成 29 年 9 月 (4) 平成 27 年 8 月～平成 29 年 7 月
現時点における 充 当 状 況	欄外 (注) に記載のとおりであります。

(注) 現時点における調達した資金の充当状況は以下のとおりであります。

具体的な使途	当初の充当予定額	行使充当額	未充当残高
(1) IoT 事業推進における Z-Wave センサーの開発、LTE 通信向けの機器の開発	499 百万円	279 百万円	220 百万円
(2) 自動多言語翻訳システムの開発	61 百万円	46 百万円	15 百万円
(3) AR/VR 事業の企画・開発	102 百万円	22 百万円	80 百万円
(4) 社債の償還資金	400 百万円	327 百万円	73 百万円
未充当額 (銀行預金)	—	—	100 百万円
合計	1,062 百万円	674 百万円	288 百万円

※ 現時点での未行使に係る未調達額は 288 百万円であります。なお、当該 288 百万円全額については、上記資金使途に従って充当される予定に変更はありません。第 6 回新株予約権と第 7 回及び第 8 回新株予約権は、それぞれ予定されている 資金使途が異なりますので、当社は需要のある資金使途に対応したものを、Oak キャピタル株式会社に行使依頼いたします。ただし、依頼により行使が保証されているものではございません。

(別紙1)

株式会社ピクセラ  
第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ピクセラ第7回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金15,200,000円
3. 申込期日 平成28年8月22日
4. 割当日及び払込期日 平成28年8月22日
5. 募集の方法及び割当予定先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は10,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 100,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金152円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金100円とする。ただし、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権

利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間  
平成 28 年 8 月 22 日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成 30 年 8 月 21 日までとする。ただし、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由  
本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（本要項第 9 項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が第10項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金152円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所  
株式会社ピクセラ 管理部
19. 払込取扱場所  
株式会社三菱東京UFJ銀行 堺支店
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い  
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
  - ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。



④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

(別紙2)

株式会社ピクセラ  
第8回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ピクセラ第8回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金300,000円
3. 申込期日 平成28年9月20日
4. 割当日及び払込期日 平成28年9月20日
5. 募集の方法及び割当予定先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は10,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 100,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金3円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金100円とする。ただし、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）

の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間  
平成 28 年 9 月 20 日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成 30 年 9 月 19 日までとする。ただし、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由  
本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（本要項第 9 項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が第10項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金3円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所  
株式会社ピクセラ 管理部
19. 払込取扱場所  
株式会社三菱東京UFJ銀行 堺支店
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い  
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
  - ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、平成 28 年 9 月 16 日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第 2 章第 6 条に定めた発行可能株式総数を、現在の 39,000,000 株から 100,000,000 株に変更する議案が承認されること、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上